

仕様書

1 件名

空調機器の賃貸借

2 設置対象校及び賃貸借機器・台数等

別紙1「設置施設・機器一覧」のとおり

3 施工仕様

別紙2「施工仕様書」のとおり

4 設置計画場所

別紙3「設置計画図」のとおり

5 保守・点検

別紙4「保守・点検仕様書」のとおり

6 賃貸借期間

機器設置完了日の属する月の翌月から120か月

※ なお、施工の完了前に試運転を行った上で、賃貸借期間開始までに正常かつ良好に稼働する状態にし、賃借人の確認をうけること。

7 条件変更等

- (1) 工事の施工にあたり、「設置施設・機器一覧」、「施工仕様書」及び「設置計画図」（以下、「施工仕様書等」という。）に明示された内容により施工ができない等の状況が生じた場合は、協議のうえ内容を変更する。
- (2) 前項の規定により「施工仕様書等」の変更が必要な場合は、「施工仕様書等」の変更を行う。
- (3) 前項の規定により「施工仕様書等」の変更を行った場合で必要と認める場合は契約金額を変更する。

8 支払方法

毎月定額払いとし、前月の使用期間経過後、賃貸人の請求に基づき支払う。

9 賃貸借期間終了後の扱い

賃貸借期間終了後、賃貸借物品の取り扱いについては、香取市(以下、「市」という。)との協議による。

10 その他

- (1)本業務実施に伴い知り得た事項は、契約期間中及び終了後であっても第三者に漏らしてはならない。また、資料等も本業務の目的以外には使用しないこと。
- (2)公租公課は賃貸人の負担とするが、固定資産税については不要とする。
- (3)本仕様書及び別紙の内容及び記載がない事項について疑義が生じたときは、市と十分協議の上決定するものとする。
- (4)賃貸借物品が材料の不良または施工の不備等により故障及び破損した場合は、賃貸人の負担と責任において速やかに修理、交換を行うこと。
- (5)賃貸人は常に善良なる管理者の責任を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、市に適宜報告すること。
- (6)本契約には借入物件の動産総合保険も含むものとする。